

## 令和 7 年度第 24 回都市経営会議 令和 8 年（2026 年）3 月 5 日（木）開催

### I 財政見通し（令和 8 年（2026 年）3 月作成）について

【提 案】 企画経営部

【結 果】 承認

【質疑等】

- ・ 物価と金利の影響をどう評価しているか。財政見通しには、物価上昇を反映させているか。また、公債費（市債の返済に要する元利償還金（元金と利子）と、一時借入金の利子）にも金利の上昇を反映させているのか。
- ⇒ 物件費（人件費や維持補修費、扶助費、補助費等以外の、市が支出する消極的性質を持つ経費の総称。具体的には需要費、役務費、委託料、使用料及び賃借料など。）については、内閣府の「中長期の経済財政に関する試算」における消費者物価指数の上昇率を参考に見込んでおり、全く反映させていないわけではない。ただし、新病院の建設事業費は従来からの見込金額である約 397 億円としている。また、新ごみ処理施設については約 510 億円で、令和 8 年度にスライド条項が適用される可能性を考慮したプラスアルファの金額を付加した資金計画とするなど、実質的な数値で計算している。

次に公債費について、新発債（今後発行予定の地方債分）の利率については内閣府の「中長期の経済財政に関する試算」の高成長実現ケース名目長期金利を反映させており、ハイリスクの方を選んでいる。
- ・ 消費者物価指数の予測値を使い、ある程度は物価の上昇を反映しているということか。
- ⇒ そのとおりである。
- ・ 令和 7 年 5 月作成の財政見通しでは、持続可能な財政運営の実現に向けたシミュレーションとして、①財政規律に定める基準を単年で確保するパターンでは 1 年で 7 億円の、②2 年間で確保するパターンでは毎年 4 億円の、③3 年間で確保するパターンでは毎年 3 億円の収支改善が必要とされていたが、資料 17 ページに記載のある令和 9 年度に 4 億円というのは、前回の財政見通しで言うところの①のパターンに相当する考え方という認識で良いか。
- ⇒ そのとおりである。財政規律に定める「財政調整基金については、標準財政規模の 10%以上の残高を確保」するという目標を単年で達成しようと思えば、1 年で 4 億円の収支改善が必要となるが、2 年、3 年かけて取り組むパターンももちろんある。資料 17 ページでは、令和 9 年度に、絶対に 4 億円の収支改善が必要だということを言いたいわけではない。
- ・ 4 億円削減したとしても、仮に 10 億円の新規事業を行った場合、残りの 6 億円はどうなるのか。その分はどこかに見込まれているのか。

建物施設やインフラの維持管理及び更新といった投資的経費は予め予算の中に一定程度見込まれており、財政見通しにも反映されていると思うが、ソフト関係の新規事業

はどこかに見込んでいるのか。それとも財政見通しでは、通常の経常経費の伸び率だけで見ているのか。単年度ベースで見た時に、削減目標を達成したとしても、新規事業をどの程度に抑えるかによって考え方が変わってくる。

⇒ 施設の更新費等は一定織り込まれているほか、物価上昇や選挙に係る臨時の経費などについても見込んでいる。しかし、そうでないものは、基本的にはスクラップアンドビルドを前提としている。指摘のとおり、4億円削減したとしても新規事業がそれ以上に増えれば財政見通しは悪化する。

・ 4億円削減したとしても、4億円の事業を新規で実施すれば収支改善したことにはならず、それ以上に削減しなければならないものと認識した。

・ 資料18～19ページの新病院建設に係る資金計画について、表のところに、概算事業費を約397億円と試算した場合の資金計画だと記載した方が良いのではないかと。資料7ページには、今後、総事業費や各年度の事業費は見直される可能性があるかと記載されているものの、丁寧にするのであれば、18～19ページにも記載しておいた方が良いと思う。

⇒ 指摘のとおり修正する。

・ 資料15ページ「3つの前提条件によるシミュレーション」のうち「リスク高位ケース」について、人事院勧告で3%ずつ給与改定があった場合に内閣府試算の高成長実現ケースを参考に市税の伸びを見込むとあるが、それをもってしても人事院勧告の影響の方が遥かに大きいということか。

⇒ 人事院勧告を3%で見込み、交付税の伸びをそれに見合うだけ見込んだとしてもマイナスになる。

・ 「リスク中位ケース」においては、スライド条項は見込むものの高成長の実現は見込まないとあり、リスクだけを見ているように感じるが問題ないのか。物価の高騰が進むのであれば、高成長の実現を見込んでおく方が良いのではないかと。スライド条項のリスクは見るが、それ以外はこれまで通りということか。

⇒ そのとおりである。

・ 本市は個人住民税が多いため、物価が上がれば給与も上がり、蓋を開けてみれば市税収入が伸びていたというケースもあるかと思う。財政見通しでは元々市税の伸びをそれほど見込んでいないこともあり、資料のようなシミュレーションをされているという理解で良いか。

⇒ 市税や交付税については、これまでの考え方を踏襲している。

・ 資料8ページの土地開発公社の長期保有土地の買戻しに関する文脈に、「買い戻す予定で（予算案審議中）」と記載があるが、予算案の議決後、文言は時点修正するのか。もしないのであれば、「令和7年度補正予算に計上済」など、きっちり記載しておいてはどうか。

⇒ 大勢に影響がない軽微な修正は可とする前提で今回の提案を承認いただきたい。承

知いただけるなら、指摘の点は議決後に時点修正したい。

- ・ スクラップアンドビルドについて、スクラップに取り組んではいるものの、中々ビルドできる状態ではない。新しいことを始められるのはいつになるのか。
- ⇒ 毎年度、スクラップアンドビルドを前提に予算要求してほしいと言いつけている。新規を一切受け付けないのは現実的ではなく、財源や地方債の発行状況なども踏まえ、総合的に判断した上で必要なものには予算を付けている。その点をよく考えた上で新規拡充予算を要求してほしい。
- ⇒ スクラップとビルドを含めて全体で4億円の効果額を出すということだと思う。ビルドアンドスクラップでいく場合、先に投資してから事業を整理していくことになる。事業を整理する目的の一つがビルドである場合には、財政調整基金の状況を考えてと数年は待った方が良くもしい。何かをするということは、必ず何かを減らすということだと思う。新しい取組を増やす一方になることはない。
- ・ 当然、事業を整理できるところは整理して、スクラップできるところはスクラップする必要があると思う。ただ、スクラップばかり言いつけると、いつまで立ち止まれば良いのかとを感じる職員もいるかもしれないと思いつ言させていだいた。
- ⇒ 一つの部だけで何とかしてほしいと言いつたいのではなく、市全体の予算の中で強弱が付いていき、全体の中で収まれば良いという考え方もある。
- ・ 各部とも新規事業は必ずあるが、部局マネジメントのもと、基本的には見直しの上で新規施策を提案してもらいたいと政策部門は願いつているはずである。その考えも尊重してほしい。
- ⇒ 一つの部だけでは抱えきれないが、どうしても実施しなければならない事業がある場合に、市全体で受け止めなければならないということである。
- ⇒ 事業を整理するなら整理する、続けるなら続けるとして、どのような形であれば続けられるのかを考える時期に来ているのであって、この期間だけ我慢するという考え方は止めた方が良く。全体のパッケージの中で、こういう整理をしたらこの部分は続けられるが、ここは整理が必要といった考え方に変わていかなければならない。今までのように、皆さんの給料を何パーセント減らすので何年間は我慢してくださいというタイプの整理の仕方は時代に合わないと思う。未来も財政的に明るいわけではないため、我慢するのではなく、転換していくという発想に変わてほしい。

## 2 宝塚市パークマネジメント計画(案)に係るパブリック・コメントの実施結果について (報告)

【報告】 都市安全部

【質疑等】 なし

3 宝塚市街路樹管理計画（案）に係るパブリック・コメントの実施結果について（報告）

【報告】 都市安全部

【質疑等】 なし

4 宝塚市地域福祉計画（第4期）（案）に係るパブリック・コメントの実施結果について（報告）

【報告】 健康福祉部

【質疑等】 なし

5 宝塚市水道ビジョン 2035（案）及び宝塚市水道事業経営戦略（案）、宝塚市下水道ビジョン 2035（案）及び宝塚市下水道事業経営戦略（案）に係るパブリック・コメントの実施結果について（報告）

【報告】 上下水道局

【質疑等】 なし

6 宝塚市幼児・学童保育のあり方に関する検討会の協議内容の報告について

【提案】 企画経営部

※ 補足：提案の趣旨

前回の会議（2月18日開催の第23回都市経営会議）において、放課後児童対策パッケージとして宝塚市幼児・学童保育のあり方に関する検討会での協議内容を報告した。

パッケージの項目中、育成料については考え方だけしか示せていなかったため、今般、改定額の原案を報告しようとするもの。

なお、改定額（案）に関して今回の都市経営会議で提案・意見聴取し、その後、検討会に持ち帰って再度協議した上で、次回の会議（3月23日開催の第25回都市経営会議）にて最終的な報告を行う予定。

※ 参考：担当部説明の概要

（1）有料化当時の考え方について

現在の育成料はひと月 8,000 円となっている。有料化は平成 17 年度（2005 年度）からであり、当時から 8,000 円で提案されていた。

なお、当時は事業費の 2 分の 1 相当を利用者負担の割合とする考え方が示されており、この考え方に基づけば、育成料は 10,000 円程度と見込まれていたものの、近隣の状況を踏まえて 8,000 円で提案され、現在も当時のままの金額となっている。

（2）現在の事業費に当てはめた場合の金額について

仮に、現在の総事業費の 2 分の 1 で試算すると、資料 1 ページ目のとおり、令

和 6 年度（2024 年度）の決算ベースでは一人あたりの保護者負担は約 17,375 円となる（①）が、総事業費のうち、夏季臨時保育に係る事業費や建物の借上料、特別支援の方の加配に要する費用など、運営費の基本部分に馴染まない経費を省いて計算すると、13,423 円となる（④）。

### （3）現状との育成料の乖離について

現状の 8,000 円との乖離をどう考えるかについて、平成 17 年度（2005 年度）の育成料の有料化当時、放課後児童健全育成事業は法制化されて間もなく、国の制度も安定していなかった。

その後、平成 27 年度（2015 年度）に子ども・子育て支援制度ができ、国において、放課後児童健全育成事業の位置付けが明確になった。制度発足までの間は、総事業費の 2 分の 1 という見解があったが、制度発足後は、総事業費ではなく、運営費の基本部分に関して保護者負担を 2 分の 1、残りの 2 分の 1 を国・県・市の 3 者で 3 分の 1 ずつ分ける考えが示された。加配等、基本部分以外の質の改善に係る費用については公費負担とされている。

これらを踏まえた上で、現在の決算額相当で計算した 13,423 円（資料 1 ページ目④）と、国の補助金の基本基準額で計算した場合との差を比較した上で、適切な負担割合考えていきたい。

なお、国の補助基準額は、1 支援単位（1 クラス）当たりの定員人数によって定められている。最も適切な人数が 40 人とされているため、資料 3 ページの折れ線グラフのとおり、定員が 40 人の場合の補助額が最も高くなっている。10 人から 19 人までは小規模であるため補助額が少なく、20 人以上 40 人まで段階的に補助基準額が上がっていく。これを 1 人当たりの月額に割戻した金額を、棒グラフで示している。補助基準額上、国が設計している保護者負担は 40 人定員の場合が最も低く、1 人当たりの月額は 12,367 円となる。

### （4）育成料の見直し提案額について

以上を踏まえ、2 分の 1 の割合で保護者負担を求める場合は、国が示す基準に則り、負担額 12,000 円（子ども 1 人当たりの月額）で提案していくことを考えている。8,000 円から 12,000 円となると上げ幅が大きいため、この場で意見をいただき、検討会の場で再度議論したい考えである。

**【結 果】** 会議で出た意見を踏まえて検討会で再検討し、次回の都市経営会議で報告する  
**【質疑等】**

- ・ 昨日行われた文教生活常任委員会の答弁では 17,000 円程度という話があったが、その根拠は資料 1 ページの①や②を指してのことだったのか。
- ⇒ そのとおりである。総事業費でという話であったため、そのように答弁した。
- ・ 資料 1 ページ目のタイトルが「従来の費用負担の考え方に基づいた試算」となって

いるが、従来の費用負担の考え方に基づく試算なのであれば、2分の1ではなく、受益者負担適正化ガイドラインに定める4分の1を総事業費に乗じる形になるのではないか。2分の1というのは国基準に基づく見直し案であり、従来の考え方とは異なるのではないか。

育成料を受益者負担適正化ガイドラインの対象から外したのは昨年9月のことである。資料に「従来の費用負担の考え方に基づいた試算」と記載するのであれば、ガイドライン適用時の計算式を記載すべきであり、その上で、従来はこうだったが、今後は国基準に基づいてこう見直すという流れにした方が良いと思う。

⇒ 従来の考え方にぶれがあった部分もあり、歴史的な部分を紐解いていく中でこういったものが見えてきた。表現を見直したい。

- ・ 従来の8,000円もあながち間違いではなかったという建付けにしてほしい。ガイドラインを適用し、4分の1で計算すれば8,000円の5%以内であったため見直しは見送ってきた。しかし、国の指針や基準が示され、事業費も必要である今、そうした新しい考え方に基づいて見直し提案をしようとしていることが分かるようにしてほしい。

⇒ これまで地域児童育成会や民間放課後児童クラブについては、施設の性格上、ガイドラインでは4分の1という分類をしてきた。しかし、国の制度上の2分の1という部分との差が出てくるため、これまでと何が違うのかも含めて表現を工夫したい。

- ・ 本日の会議は、今後、育成料の見直しに係る条例の素案を作っていくための、ざっくばらんな意見交換というイメージで良いか。

⇒ その認識で良い。

- ・ 12,000円というのは言わば標準的なモデルであり、仮想上の1人当たりの単価になると思う。と言うのは、現実世界では、低所得世帯や生活保護世帯の方など様々なケースが存在するため、減免等の関係で一律12,000円の負担にならない場合がある。

負担のあり方の裏には、一般財源の問題もある。現状、減免分は、市税などを財源とする一般財源で補填している状況だが、今回の見直しによって、かえって一般財源が増えることはないのか。減免を適用した場合等も含めて、ある程度見える化しておく方が良いと思う。

また、制度設計を組み直すせっかくの良い機会であるため、所得に応じて累進的に育成料を徴収させていただき、事業としてトータルで見れば平均で12,000円程度に落ち着くという考え方もあるかと思う。最終的に12,000円で落ち着くにしても、そういった議論はしかけていかないと、本当の意味での公平な負担にはならないのではないか。

⇒ それは、上限をもっと上げて傾斜を付けてはどうかという意味か。

- ・ そのような手法もあると思う。傾斜をかけて標準化すると12,000円程度になる。だからこそ、12,000円が基準額になるという方が事業の設計上、自然ではないか。

⇒ 減免は条例（宝塚市立地域児童育成会条例）上、児童の属する世帯の所得の階層ごと

に規定されている。元々、育成料を有料化した当初は規則委任であったが、議会から修正提案があり、減免の枠組みが条例化された。育成料そのものにも所得階層の考え方を適用するのであれば、常に条例改正を伴うような話になってくる。

また、傾斜を付けた場合、個別に見れば上限値である2分の1以上の金額をいただくという風にも見えてしまうため、その点も踏まえて事業の設計を考えたい。

- ・ 平等とは何か。現状は集団に対して保育サービスが提供されており、金額に応じて保育の質が変わるわけではない。そのため、応益負担（所得の多寡に関わらず、受けたサービスの量に応じて全員が平等に負担する考え方）と、応能負担（所得等の負担能力に応じて負担額を変える考え方）という二つの考え方があることは理解しているが、個人的には傾斜という考え方は止めた方が良いと思う。
  - ・ 認可保育園の保育料には傾斜がかかっているが、小学校になると、一律の金額で育成料が課されるという現状には、しっくりくる人とそうでない人がいると思う。
- ⇒ 0～3歳未満までは保育料をいただいているが、3～5歳は幼児教育・保育の無償化により保育料をお支払いいただく必要がない。小学校に入ってから、改めて育成料がかかるという形になるため、一旦ゼロになり、子どもが成長すれば、再び利用料をいただくという形が保護者にどのように受け止められるかは考えなければならない。
- ・ 保育園という保育は小学校という授業等であり、公立の場合は基本的には無償である。地域児童育成会や民間放課後児童クラブはこれとは違い、あくまで追加的なサービスという建付けの方が良いのではないか。
  - ・ 資料2ページ目について、運営費のうち保護者負担が2分の1というのは、平均で2分の1なのか、上限が2分の1なのか、国の考え方は示されているか。
- ⇒ 個別にそこまで規定されてはいない。放課後児童健全育成事業の実施要綱には、基本分の運営費については保護者から費用を徴収できるとしか書かれていない。
- ・ 育成料を8,000円に決めた当時の経緯としては、特段計算式があったわけではなく、他市との均衡や社会経済状況などを見て決めたという認識で良いか。
- ⇒ そのとおりである。育成料の有料化当時も10,000円程度かかる見込みであったが、提案したのは8,000円であった。近隣で最も高かった芦屋市が8,000円であったため、均衡を取るために8,000円で提案したものである。
- ・ 10,000円はどのように計算したのか。
- ⇒ 資料1ページ目のおそらく③または④の考え方で計算したものと思われる。
- ・ 現状では③または④で計算した場合、13,000円～14,000円程度となるため、昔に比べて物価高騰などの影響により試算額が上がっているということか。
- ⇒ そのとおりである。
- ・ 昨年9月に、受益者負担適正化ガイドラインから育成料を抜いた理由をもう一度説明してほしい。
- ⇒ 福祉サービスを提供する施設であり、ダイレクトにかかっている費用を求める計算

の仕方が馴染まないという理由で抜いた。

- ・ そうすると、資料 1 ページでは、8,000 円に決めた当時の経緯を記しつつ、同じ計算式で試算すると、現状は 14,314 円になる (③) が、これは福祉サービスであるため、受益者負担適正化ガイドラインからは外したというところで終わらせてはどうか。

市で整理した考え方に基づいて整理するべきである。福祉サービスであり、受益者負担適正化ガイドラインに馴染まないから抜いたのに、なぜ改めてガイドラインに定める基準で計算するのかという疑問が生まれないか。

- ・ 従来の考え方を打ち出すのであれば、実際、昨年 9 月まではガイドラインに基づき育成料を計算していたため、ガイドライン上の基準は保護者から 25%を負担いただくための計算式として機能していたことを記載しても良いのではないか。

昨年 9 月以降はガイドラインから外し、市としては、国の指針を重要視する考えを取っていくため、今後は資料 3 ページ目のおりになるという整理でどうか。

- ・ ガイドライン上の 4 分の 1 を乗じる計算式を記載すると矛盾が生じるのではないか。それよりは、8,000 円という考え方が出てきた当時の経緯はこうだったと記載する方が分かりやすいのではないか。

具体的には、資料 1 ページ目の③の計算式に当てはめると当時は 10,000 円だったが、少しでも市民の負担を減らすために 8,000 円にした。一方で、当時と同じ計算式を適用すると、現状では 14,314 円となり、当時と比べると 1.5 倍近くなるという点は記載しても良いかもしれない。

福祉サービスだからガイドラインから除くと言ったのに、ガイドライン上の 4 分の 1 の計算式を入れるとややこしくなると思う。

- ⇒ かかった費用に対する考え方ではなく、制度としてこの事業を見た時に、国の指針はこうである、今後は国基準に基づき費用負担を考えていくという組立てにしたい。

- ・ 今後の説明の場面でこの資料はこのまま使うのか。おやつ代なども別途かかるのであれば、実際に支払う金額がある方が分かりやすい。

個人的には、育成料については受益者負担をいただかなければいけない部分だと思っている。他自治体のように細かくし過ぎる必要はないかもしれないが、一定の差はあっても良いと思う。障害福祉サービスでも、サービス費を段階的に規定している。サービスを利用することで、働いて収入が増えるのであれば、その分を応能負担してほしいという説明はできるのではないか。

- ⇒ 放課後児童健全育成事業については共働き世帯への支援という側面もあるため、保育との関係性において、支払う側からすると、いきなり負担が増えたという風に捉えられる方もいるかもしれない。